

第 3 部

平成 18（2006）～平成 22（2010）年度に 県が実施した施策

〔広島県男女共同参画基本計画（第2次）に掲げる具体的施策の推進期間〕

広島県男女共同参画基本計画(第2次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

男女共同参画社会の実現

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

環境づくり

しっかりとした環境を創る

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

1 広島県男女共同参画基本計画（第2次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成18（2006）～22（2010）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

(*) 県の施策

・ 具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・ 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・ 女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ・ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・ パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- ・ 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・ 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・ 男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・ 男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開
- ・ 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・ 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公共サービスの提供

人づくり

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) **男女共同参画に関する広報・啓発の充実**
 - ・ 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
- (2) **県民の主体的な取組への支援**
 - ・ 男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発
- (3) **メディアにおける男女共同参画の推進**
 - ・ 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組に係る啓発
 - ・ 情報を一人ひとりが主体的に収集、判断、発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
 - ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) **男女共同参画を推進する教育の充実**
 - ・ 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
 - ・ 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- (2) **生涯を通じた学習機会の提供**
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・ 男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) **研修の充実・支援**
 - ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
 - ・ 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) **家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実**
 - ・ 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発
- (2) **家庭教育・子育て支援の充実**
 - ・ 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
 - ・ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
 - ・ 地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

安心づくり

1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) **生涯を通じた健康対策の推進**
 - ・ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
 - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・ エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
 - ・ 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- (2) **だれもが安心して暮らし、自立できるための支援**
 - ・ 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実
 - ・ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活ができるための支援
 - ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) **配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・ 専門相談員の育成、相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実
 - ・ 一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・ 被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・ 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援
- (2) **セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
 - ・ ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
 - ・ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
 - ・ 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
 - ・ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
 - ・ 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

- (1) **国際交流・国際協力・平和貢献の推進**
 - ・ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備
- (2) **情報の収集及び提供**
 - ・ 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

2 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標達成状況一覧

環境づくり

指 標 名	注1 計画策定時の数値（年度）		注1 現況値（年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備						
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業）注2	95.9%	H17 (2005)	97.9%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業）注2	3.3%	H17 (2005)	15.6%	H21 (2009)	25%	H21 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	79.7%	H17 (2005)	84.2%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H17 (2005)	14企業	H21 (2009)	18企業	H21 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数注3	10か所	H17 (2005)	16か所	H21 (2009)	20か所	H21 (2009)
			17か所	H22 (2010)	20か所	H26 (2014)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H17 (2005)	21,618人	H22 (2010)	20,610人	H21 (2009)
延長保育実施か所数注3	339か所	H17 (2005)	386か所	H21 (2009)	400か所	H21 (2009)
			400か所	H22 (2010)	468か所	H26 (2014)
放課後児童クラブ実施か所数注3	428か所	H17 (2005)	498か所	H21 (2009)	450か所	H21 (2009)
			460小学校区	H22 (2010)	全小学校区	H26 (2014)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
女性の農業委員数	30人	H17 (2005)	37人	H22 (2010)	46人	H22 (2010)
家族経営協定の締結数	101件	H16 (2004)	97件	H21 (2009)	328件	H22 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備						
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H16 (2004)	22人	H21 (2009)	100人	H22 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H16 (2004)	99グループ	H21 (2009)	300グループ	H22 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0%	H17 (2005)	28.7%	H22 (2010)	30%	H22 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会注4を除く。）	29.5%	H17 (2005)	34.9%	H22 (2010)	35%	H22 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H17 (2005)	962人	H22 (2010)	1,000人	H22 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
NPO法人数（人口10万人当たり）注5	11.3法人	H16 (2004)	20法人	H20 (2008)	17法人	H20 (2008)
			23法人	H22 (2010)	24法人	H22 (2010)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備						
(3) 市町等との連携強化・取組支援						
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H17 (2005)	87.0%	H22 (2010)	100.0%	H22 (2010)

(注1) 計画策定時の数値は、平成16(2004)年度又は平成17(2005)年度の数値であり、現況値は、平成22(2010)年度末までに更新された数値である。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 平成22(2010)年3月に「みんな子育てのこども夢プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値(年度) ^{注1}	現況値(年度) ^{注1}	目標値(年度)
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実			
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実			
長期職場体験実施校の割合(公立中学校) ^{注5}	14.7%	H17(2005)	82.0% H20(2008) 60% H20(2008)
			79.4% H22(2010) 100% H22(2010)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校) ^{注5}	23.7%	H16(2004)	28.3% H20(2008) 40% H20(2008)
			31.9% H22(2010) 40% H22(2010)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供			
ひろしままナビネットへのアクセス件数 ^{注5}	68,833件	H16(2004)	50,033件 H20(2008) 90,000件 H20(2008)
			68,708件 H22(2010) 90,000件 H22(2010)
3 家庭における男女共同参画の推進			
(2) 家庭教育・子育て支援の充実			
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所	H17(2005)	105か所 H21(2009) 116か所 H21(2009)
			109か所 H22(2010) 139か所 H26(2014)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値(年度) ^{注1}	現況値(年度) ^{注1}	目標値(年度)
1 生涯を通じた健康と自立の支援			
(1) 生涯を通じた健康対策の推進			
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数 ^{注5}	6圏域	H17(2005)	6圏域 H20(2008) 7圏域 H20(2008)
			6圏域 H22(2010) 7圏域 H22(2010)
周産期死亡率(出産千人当たり) ^{注6}	4.4人(全国9位)	H16(2004)	4.1人(全国27位) H20(2008) 全国1位 H20(2008)
			4.4人(全国16位) H21(2009) 全国1位 H22(2010)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援			
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量 ^{注7}	0人	H17(2005)	1,147人 H20(2008) 2,408人 H20(2008)
			2,365人 H22(2010) 2,619人 H23(2011)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数 ^{注7 注8}	2,048人	H16(2004)	3,990人 H20(2008) 3,976人 H20(2008)
			4,564人 H23(2011) 5,056人 H23(2011)
グループホーム・ケアホームサービス量(1か月分) ^{注9}	600人分	H18(2006)	1,095人 H21(2009) 1,437人 H23(2011)
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H17(2005)	1.8% H22(2010) 7.8% H22(2010)

(注5) 平成21(2009)年3月に「広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注6) 妊娠22週から生後1週間未満の期間における出産千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。(平成20(2008)年の数値については概数)なお、「広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画」の策定に伴い、目標値(年度)を変更している。

(注7) 平成21(2009)年3月に「第4期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注8) 平成23(2011)年4月現在の現況値である。

(注9) 平成21(2009)年3月に「第2期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。(指標名及び計画策定時の数値(年度)は、平成19(2007)年3月に「広島県障害福祉計画」を策定した際に変更)

